明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働六〇）　一
○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六一）　二
○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六二）　三
○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六三）　四
○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六四）　五
○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同六五）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産三三一）　九

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十八年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）
平成二十八年度第三・四半期国庫の状況（同）　百

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記・裁決、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

告示

○厚生労働省告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(5)を同(6)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のへの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2のハの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の19」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の34」を「1000分の42」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2のハの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

別表の6のホの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のホの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の7のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のへの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

別表の8のへの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のへの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の9のイの(7)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の16」を「1000分の27」に改め、同一を同二とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の29」を「1000分の39」に改め、同一を同一とし、別表の9のイの(7)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

別表の9のロの(9)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の10」を「1000分の11」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同一とし、別表の9のロの(9)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の9のハの(7)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同一とし、別表の9のハの(7)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の9の二の(8)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同一とし、別表の9の二の(8)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の10のトの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の10のトの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の一のレの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表一のレの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからタまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の2のネの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の15」を「1000分の16」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の27」を「1000分の29」に改め、同(1)を同(2)とし、別表2のネの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

別表の3のイの(8)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同一とし、別表3のイの(8)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表3のロの(8)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同一とし、別表3のロの(8)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表3のハの(8)の注四中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同四を同五とし、同三中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[1]」を「[2]」に改め、同三を同四とし、同二中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同二を同三とし、同一中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同一を同一とし、別表3のハの(8)の注中一として次のように加える。

一　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のトの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のトの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の3の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の3の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の4のヌの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の4のヌの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の5のチの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の5のチの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

別表の6のヘの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の7のネの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のネの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の8のワの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のワの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のヘの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の3の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の3の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の4のヌの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の4のヌの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の5のチの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の5のチの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

別表の6のヘの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の7のネの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のネの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の8のワの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のワの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の2のハの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の3の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の3の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の4のヌの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の4のヌの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の5のチの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の5のチの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

別表の6のヘの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の7のネの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のネの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の8のワの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のワの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の2のハの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の48」を「1000分の55」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の86」を「1000分の100」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

別表の2の2の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2の2の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の3の二の注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の3の二の注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の4のヌの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の4のヌの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の5のチの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の5のチの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

別表の6のヘの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

別表の7のネの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の59」を「1000分の60」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のネの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の8のワの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「[2]」を「[3]」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の42」を「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のワの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の6のリの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の22」を「1000分の23」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の40」を「1000分の43」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の6のリの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

別表の7のホの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の7のホの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

別表の8のチの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の8のチの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

別表の9のイの(6)の注(四)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(三)」を「(四)」に改め、同(四)を同(五)とし、同(三)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同(三)を同(四)とし、同(二)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「(一)」を「(二)」に改め、同(二)を同(三)とし、同(一)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の15」を「1000分の16」に改め、同(一)を同(二)とし、同(イ)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「1000分の27」を「1000分の29」に改め、同(イ)を同(一)とし、別表の9のイの(6)の注中(イ)として次のように加える。

(イ)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

別表の9のロの(8)の注(四)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(三)」を「(四)」に改め、同(四)を同(五)とし、同(三)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同(三)を同(四)とし、同(二)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同(二)を同(三)とし、同(一)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同(一)を同(二)とし、別表の9のロの(8)の注中(イ)として次のように加える。

(イ)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の9のハの(6)の注(四)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(三)」を「(四)」に改め、同(四)を同(五)とし、同(三)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同(三)を同(四)とし、同(二)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同(二)を同(三)とし、同(一)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同(一)を同(二)とし、別表の9のハの(6)の注中(イ)として次のように加える。

(イ)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の9のニの(7)の注(四)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(三)」を「(四)」に改め、同(四)を同(五)とし、同(三)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(二)」を「(三)」に改め、同(三)を同(四)とし、同(二)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の11」を「1000分の10」に改め、同(二)を同(三)とし、同(一)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の20」を「1000分の19」に改め、同(一)を同(二)とし、別表の9のニの(7)の注中(イ)として次のように加える。

(イ)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

別表の10のホの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の34」を「1000分の33」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の61」を「1000分の60」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の10のホの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからニまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十四条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のニの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の38」を「1000分の42」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の68」を「1000分の76」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の1のニの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数

別表の2のヘの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の41」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の76」を「1000分の74」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の2のヘの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数

別表の3のトの注(4)中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「(2)」を「(3)」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に、「1000分の46」を「1000分の45」に改め、同(2)を同(3)とし、同(1)中「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」に、「1000分の83」を「1000分の81」に改め、同(1)を同(2)とし、別表の3のトの注中(1)として次のように加える。

(1)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヘまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

○厚生労働省告示第六十五号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四号イ(7)に次のように加える。

(ヘ)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(ヘ)　(ロ)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四号ニ中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イ(1)から(6)まで、(7)(ヘ)から(ヘ)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第四十八号イ(7)に次のように加える。

(ヘ)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(ヘ)　(ロ)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

第四十八号ニ中「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」に、「ロ(2)又は(3)」を「ハ(2)又は(3)」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イ(1)から(6)まで、(7)(ヘ)から(ヘ)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）
公布厚生労働省令第三十八号（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

一五一下	八～九	「要保護児童の下に「（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）」を加える。	「要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の」に改める。

一五三ページ下段一九行目の次に次のように加える。

「第九章　情緒障害児短期治療施設」を「第九章　児童心理治療施設」に改める。

一五三下	二〇	規定中	規定（見出しを含む。）中

平成二十九年三月六日（号外第四十四号）厚生労働省告示第六十三号（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四上	九	7のホ	7のチ
〃	一六	8のチ	8のホ

平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十二号（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四下	終りから八	第二第十二号及び第十三号を次のように改める。	第二第十二号を次のように改める。
〃	七	十二及び十三	十二　削除
〃	削除		

平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）国土交通省告示第三百二号（租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

五七二ページ下段終りから六行目の

「$1{,}219\mathrm{Dw}^{-0.488}$　$(0.95-0.1)\dfrac{\mathrm{Dw}-4{,}000}{16{,}000}$」は

「$1{,}219\mathrm{Dw}^{-0.488}$　$(0.95-0.1\dfrac{\mathrm{Dw}-4{,}000}{16{,}000})$」の誤り。